



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

同一当事者間に数個の借入金債務があり、債務者が債務を指定せず借入金の返済として弁済をしたが、債務全額の弁済に足りない場合には、借入金債務すべてにつき承認による時効中断(更新)が認められるとした判例

同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく元本債務(借入金債務)が存在し、借主によりどの債務への弁済との指定なしに、借入金の返済として金銭の支払いがなされたが、金額が債権全額を完済するに満たない場合には、特段の事情の無い限り、各元本債務すべてについてその存在を知っている旨を表示したものと解され、法定充当により残された全債務について承認による時効中断(改正民法では時効の更新)の効力が認められる。(最高裁判所令和2年12月15日判決、
裁判所ウェブサイト掲載)

原告：X(消費者、Cの三女)
被告：Y(消費者、Cの長男)
関係者：C(XYらの父親)、D(Cの長女)



事案の概要

1. 事実関係

Cは、長男であるYに対し、①2004年10月に、約250万円を貸し付け(本件貸付け(1))、②2005年9月に400万円を(本件貸付け(2))、さらに③2006年5月に300万円を(本件貸付け(3))、いずれも期限の定め無く貸し付けた(以下、本件貸付け(1)~(3)を一括して「本件各貸付け」という)。

Yは、2008年9月、Cに対し、債務を指定することなく、貸金債務の弁済として、約79万円を支払った(以下、本件弁済)。

Cは、2013年1月に死亡し、三女であるXは、公正証書遺言により、他の相続人に相続させた不動産を除くCのその余の財産を本件各貸付けに係る各債権を含めすべて相続した。YおよびDは、Xに対して遺留分減殺請求訴訟を提起し、2018年5月31日に第一審判決が言い渡された。

2. 本件訴訟の提起

Xは、2018年8月、Yに対し、本件各貸付けに係る各貸金およびこれに対する2008年9月に一部弁済した日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を提起した。Yは、①本件弁済の残額について、「CはYに対し、本件貸金の残額について、支払義務を免除した」と主張し、また②予備的主張として、2019年1月の第2回弁論準備手続期日において、免除が認められないとしても、本件各貸付けのうち、本件貸付け(2)および(3)につき消滅時効の援用を主張した。

これに対して、Xは、①の免除の事実を争うとともに、②については、本件貸付け(2)および(3)についても承認に基づく時効中断の効力が生じていると主張してこれを争った。免除は一貫して認められず、時効中断が争点になった。

3. 第一審判決および控訴審判決

[1] 第一審判決

第一審判決は、次のように(1)のみの中断を

認めた。

Yが充当指定をしていないので、本件弁済は法定充当が適用される。「本件貸付(1)ないし(3)のうち、弁済期が先に到来したと解される本件貸付(1)に充当される」とした。

「そうすると、本件貸付(1)については、平成20年9月3日に弁済がされているから、Yにおいてこれを承認したものとして時効が中断し、本訴提起日の平成30年8月27日には未だ消滅時効期間は完成していないが、「一方で、本件貸付(2)及び(3)は、成立日から10年の経過により消滅時効の完成により消滅した」として、(1)の残元金約175万円およびこれに対する訴状送達の日から1週間後から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求める限度で認容した。

[2] 控訴審判決

控訴審判決は、第一審判決の結論を容認し、Xの控訴を棄却した。

同判決は「Cに対して複数の別個の債務を負う債務者であるYが弁済する際の合理的意思としては、当該弁済により別個の債務全てについてまでその存在を知っている旨表示したとは考え難く、当該弁済が充当されるものについてその旨表示したと認めるのが相当である」と説明を補充している。

これに対してXが上告をし、最高裁は第一審判決を「判決と理由」3のように変更している。

判決と理由

1. 複数債務の一部弁済と時効中断

「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認(民法147条3号)として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である(大審院昭和13年(オ)第222号同年6月25日判決・大審院判決全集5輯14号4頁参

照)。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである」

2. 本件への当てはめ

「前記事実関係等によれば、本件弁済がされた当時、CとYとの間には本件各貸付けに係る各債務が存在し、借主であるYは弁済を充当すべき債務を指定することなく本件弁済をしているのであり、本件弁済が本件債務(2)及び(3)の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、本件弁済は、本件債務(2)及び(3)の承認として消滅時効を中断する効力を有するというべきである。したがって、Xが本件訴訟を提起した平成30年8月27日の時点では、本件債務(2)及び(3)の消滅時効はまだ完成していなかったことになる」

3. 破棄自判(原判決変更)

「以上によれば、本件債務(2)及び(3)の時効消滅を認めた原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、Xの本件貸付け(2)及び(3)に係る各請求は、本件貸付け(2)及び(3)に係る各貸金及びこれに対する平成30年9月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある」

解説

1. 弁済充当の問題

[1] まったく充当指定が無い場合

複数の借入金債務を負担している債務者が、



借入金の返済ということは示したうえで(したがって、借入金以外に債務があってもそれには充当されない)、どの借入金の弁済かを指定せずに、債権者に全部の支払いに足りない金額を支払った場合、まず、どの債務の弁済としての効力を認めるかという「弁済充当」が問題になる。

この点、①民法は、債務者にどの債務に弁済するか指定(指定充当)を認めている(民法488条[改正前も同じ])。②債務者がその指定をしないとどの債務の弁済か不明なので、弁済は無効となりそうであるが、無効行為の転換として、民法は弁済を有効とする「法定充当」という制度を用意した。民法488条4項(改正前489条)の法定の効果として、どの債務の弁済かが決められることになる。

本件では、民法488条4項3号により弁済期の到来順に充当され、第一審判決のように本件貸付け(1)への弁済がなされたものと扱われることになる。

[2] 債務の範囲について指定がされた場合

弁済もまったく指定が無い場合には全面的に民法の充当規定によることになるが、借入金債務への弁済というある程度の限定を付した指定は可能であり、その場合には、指定外の債務は充当から排除され、包括的に指定されたが特定されていない債務の範囲内で充当規定が適用されることになる。本件も、まったく指定が無かったのではなく、借入金への弁済として明示または黙示の指定はされていたものと考えられる。そのため、ほかに債務があっても、借入金債務以外は充当の対象にはならないことになる。

そしてこの場合には、まったく指定の無い弁済のように、何らかの債務を負っていることを認めるという漠然とした債務承認ではなく、借入金を負担しているという、具体度の高い債務の承認をしていることになる。その債務承認の対象は、規範的解釈により特定することも、この場合には可能になる。そこで、次に時効の中断事由(改正法では更新事由)としての承認が、本

件では認められるのかどうかを検討してみたい。

2. 債務承認による時効更新(中断)と充当指定の無い弁済

債務者が債権を「承認」した場合、直ちに既に進行した時効の効力は失われ、時効期間はゼロに更新される(改正民法152条1項[改正前民法147条3号])。指定充当がされた場合には、指定された債務の承認が認められるが、法定充当の場合には、債務の指定は無く法定の効果により、充当される債務が決められるだけである。しかし、弁済する以上何らかの債務を前提として認めているはずである。では、承認による時効更新(中断)はどう考えるべきであろうか。

[1] 本判決と異なる解決の問題点

①まず、弁済充当の効力のみを認め、承認による時効更新の効力は一切認めないという解決も可能である。しかし、何らかの債務を認めて弁済をしているはずであるので適切な解決ではない。

②他方、第一審および控訴審判決は、充当された債務についての承認の効力を認めている。しかし、法定の効果である充当と時効中断(更新)事由である債務承認とをパラレルに扱う必然性はない。やはり、時効中断(更新)を認めるためには、債務の「承認」の事実を認定することが必要である。

[2] 本判決および先例

本判決は「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合」と断ったうえで、改正前民法147条(改正民法152条)を適用し、債務者が複数の借入れを知らないはずはないので、借金の返済と指定したならば、いわば黙示の債務承認(観念の通知)として一切の借入金債務を承認したものと、表示の解釈により解決したのである。数個の債務が存在していることを当事者が当然に前提している状況で、全額の支払いに満たない金額を支払うのは、その金額の支払いという弁済行為だけでなく、「上記各元本債務の全てについて、その



存在を知っている旨を表示する」観念の通知がなされていることになる。したがって、借入金の返済という包括的な指定は必要である。

参考判例①も、「同一当事者間二数個ノ消費貸借上ノ元本債務存在スル場合ニ債務者力単ニ元本債務ノ弁済トシテ全債務ヲ完済スルニ足ラサル額ノ弁済ヲ為シタル事実アルトキハ特別ナル事情ノ見ルヘキモノナキ限り債務者ハ其数個ノ債務ノ存在ヲ承認シ弁済ノ提供ヲ為シタルモノト認定シ得ラレサルニアラサル」と、黙示の債務承認によっている(下線部参照)。

[3] 本判決の消費者契約への射程

[a] 個人間の事例の判決であることの留意

本判決では、一般論は述べられていない。また、個人間の借金の事例であり、事業者・消費者間の契約の事例ではない。しかも、個人間でかなりの金額の消費貸借契約がなされ、全部の債務を意識したうえで弁済がなされている事例であり事例判決に過ぎない。そのため、本件に類似した事例に限り、全部の債務への黙示の承認という射程は限定されることになる。

それを超えて、個人間の借金の事例を超えて、事業者が消費者に対して幾度かに及ぶ貸付けをしたり、幾度に及び取引をして数個の代金債務などを消費者が負担している場合に、本判決の射程が及ぶかは明確ではない。なお、**参考判例①**も個人間の債務の事例である。

[b] 本判決からの一般原理の抽出

そこで、本判決は一般論を述べてはいないものの、その根底にある一般原理を探り、これを明確化することが、同様の扱いが事業者・消費者間取引でもできるのかを検討するためには必要になる。

その根底にある一般原理は、充当指定がまったく無いのではなく、「一定の範囲の債務の存在を認めてそのどれかへの弁済」という包括的な充当指定がなされている場合、その前提とされた包括的な「枠」内の債務全部について、包括的な「債務の承認」が認められるということであ

る。その前提として、その包括的な枠内の債務を意思表示解釈(規範的解釈)により特定できることが必要である。このような特定ができる限り、この一般原理の射程を個人間の取引に限定する必然性は無い。

[c] 事業者・消費者間取引への適用

そうすると、事業者が消費者に対して、いくつかの取引により複数に金銭債権を有する場合に、そのどれかという特定がされる状況下で、消費者が全部の債務の弁済に足りない金額を支払った場合には、そのどれかへの弁済と特定が可能な複数の債務すべてについて「承認」をしたと認めることが可能になる。事業者が、消費者に対して口頭ですべての債務の承認を受けその一部として支払いを受けたが、すべての債務について承認を受けたことの明確な証明ができない場合に、前記の一般原理を適用してすべての債務の包括的な承認を認めることができる。債務承認には書面が必須ではない。貸金業者により濫用されるおそれはないわけではないが、全部の債務承認がなされたことを推認させる事情が事業者により証明された場合に限り、本判決同様の処理をすることが許される。

以上のように、事業者(とりわけ貸金業者)・消費者間にも、本件判決の包括的な債務の承認の射程は及ぶと考えざるを得ない。消費者(借主)の保護は利率規制や過剰貸付けの規制など他の方法により図るしかない。

参考判例

- ①大審院昭和13年6月25日判決(『大審院判決全集』5輯14号4ページ)
- ②さいたま地方裁判所川越支部令和元年7月29日判決(『金融・商事判例』1615号37ページ)[本判決の第一審判決]
- ③東京高等裁判所令和2年1月29日判決(『金融・商事判例』1615号36ページ)[本判決の控訴審判決]